

|       |
|-------|
| 会 議 録 |
|-------|

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 会 議 の 名 称                | 平成 23 年度 第 7 回枚方市特別職報酬等審議会  |
| 開 催 日 時                  | 平成 24 年 2 月 14 日（火）<br>10 時 00 分から<br>11 時 30 分から   |
| 開 催 場 所                  | 別館 4 階 特別会議室  |
| 出 席 者                    | 小野委員、谷本委員、田淵委員、中垣委員、福永委員、松葉委員、<br>宮本委員、宮原委員（途中出席）   |
| 欠 席 者                    | 北本委員、竹下委員   |
| 案 件 名                    | ・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の<br>監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について<br>・ その他  |
| 提出された資料等の<br>名 称         | 1 枚方市特別職報酬等審議会 答申<br>2 枚方市特別職報酬等審議会資料<br>（1）特別職の退職手当額及び算定方法（府内各市）①【市長・副<br>市長】<br>（2）特別職の退職手当額及び算定方法（府内各市）②【上下水道<br>事業管理者・病院事業管理者】<br>（3）特別職の退職手当額及び算定方法（府内各市）③【教育長・<br>常勤の監査委員】  |
| 決 定 事 項                  | ・ 答申書について<br>答申書の形式は、答申、答申の趣旨、答申の理由、審議会として<br>付記する意見、審議会開催状況・主な審議内容、審議会委員 委員<br>名簿の六項目の構成とする。答申書の記載事項について、他の<br>団体との比較における特別職給料の状況に関する事項、審議の<br>経過及び答申の考え方に関する事項、審議会して付記する意見に<br>関する事項などを一部修正し、最終決定とした。<br>・ 今後の審議会の進め方について<br>今回各委員から依頼のあった資料を踏まえ、退職手当の額のあ<br>り方についてどのように審議していくかを次回までに決定する。<br>・ 今後の審議日程について<br>3月21日（第8回）の開催を決定。<br>・ 答申について<br>6月議会に提案するため、5月に答申を出すことを目標とする。 |
| 会議の公開、非公開の別<br>及び非公開の理由  | 公 開   |
| 会議録の公表、非公表の<br>別及び非公表の理由 | 公 表   |
| 傍 聴 者 の 数                | 0 人   |
| 所 管 部 署<br>( 事 務 局 )     | 総務部 職員課   |

## 審 議 内 容

○**松葉会長** ただ今から、平成 23 年度第 7 回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は 7 名の委員にご出席いただいております、過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** 前回の会議で、これまでの議論で成案が出ましたので、事務局で作成いただいた雛形の答申の案について、修正のご意見をいただきました。これを踏まえた修正後の答申の案が先週に皆様のもとに届けられているかと思えます。前回の審議会から内容的には変わっておりませんが、体裁や書き方について修正がなされておりますので、まず、どういったところをどういう趣旨で訂正したかについて、事務局から説明願います。

○**事務局** はい。それではお手元にお配りさせていただいております答申の案につきまして、前回との主な変更点を中心にご説明させていただきます。

まず、全体の構成についてでございますが、前回お示しさせていただきましたものは、答申の本文が 1 枚目にあり、2 枚目以降は別紙に「答申の考え方」として、基本的事項、審議の経過及び答申の考え方、結論、付帯事項という形になっておりました。

今回の案では、まず「答申書」として表紙がございまして、次をめくりますと本文となり、そこから「答申の趣旨」、「答申の理由」と文章が続く形となり、最後に答申とは別のものとしまして、付記する意見、審議日程、委員名簿をつけさせていただいております。

では、内容でございますが、まず本文としまして、諮問の趣旨を述べる前に、どういった諮問であったかということ、また、諮問に「給料の額のあり方」とされていることにつきまして、審議会としては、長年改定されていない給料の額について、現在の本来あるべき額を示すことであると位置づけております。

また、早急にそれを示す必要があるため、今回は給料額のみについて答申するよう判断したとしております。

退職手当について今後引き続き審議していくことや、様々な問題提起がなされたため、それを付記する意見として述べていることもここで示す形となっております。

次に答申の趣旨としまして、各特別職の給料額と改定時期を示す形となっております。

そして、次のページからが「答申の理由」となっております。答申の理由につきましては、まず、基本的事項ですが、こちらの内容は前回とほぼ変わっておりません。ただし、(4)の「他の団体との比較における特別職給料の状況について」につきましては、「比較を行った」まででとどめることとしまして、前回にはございました何市中何位といった表記は除かせていただきました。

2の「審議の経過及び答申の考え方」でございますが、(1)の「市長の給料額について」では、前回は1つの文章となっていたものを、「審議の前提」、「審議の方向性」、「審議の概要」、「審議における考え方の結論」の4つに分けさせていただきました。

まず、「審議の前提」では現在の市長の給料の状況と、それに対する審議会の考え方を、「審議の方向性」では、各要素のうち、どれを重視して決めていくかといった、審

議に関する方向性が述べられています。また、給料額を評価によって決定するようなシステムについてご提案があったことも、ここで触れさせていただきました。

次の「審議の概要」で、一定の割合で引き下げる結論にいたったことと、その理由を述べまして、最後の「考え方の結論」では、先に挙げた要素から、どの要素を重視し、どれだけ引き下げるのが適当と判断したのかとその理由を述べる形になっています。

次のページの「結論」につきまして、給料額については、一定割合を掛けた後の額について、1,000円未満を切り捨てること、改定年月日については平成24年4月1日とすることとした理由を追加しました。

次からは、答申とは離れた内容として審議会の付記する意見となっています。これは諮問事項ではないものの、諸手当を含む給与全般のあり方や方向性について、審議会としての意見を述べるという形にさせていただきました。

また、(1)の期末手当に関することでは、本来は年俸を基本に考えるべきとの考えを追加しています。

次のページの開催状況でございますが、ここには「主な審議事項」という欄を追加し、これまでの各回ごとの会議におきます審議の内容や全体の経過がわかるようにいたしました。

最後の委員名簿では、選任区分を追加しております。

以上、簡単ではございますが、答申の案につきましてのご説明は以上でございます。

○**松葉会長** それでは、この案につきまして確認をしたいと思いますが、訂正や質問などご意見があればおっしゃっていただけますでしょうか。

特にご意見は無いでしょうか。

よろしいでしょうか。特に無いようでしたら、今回の答申の案を、最終の確定の答申とさせていただきます。ありがとうございました。

○**事務局** それでは、答申の本書に会長のご捺印をお願いします。

(会長、答申書に捺印)

○**松葉会長** それでは、この後の提出方法等について説明願います。

○**事務局** 委員の皆様にはご足労ですが、これより市長の応接室に移動いただき、代表して会長より市長に答申をお渡しいただく形となります。よろしく願いいたします。

= = = = =

(答申書提出)

= = = = =

(会議再開)

○**松葉会長** ひと区切りはつきましたが、まだ退職手当についての審議が残っています。

今日、事務局から資料も配布されていますので、説明願います。

○ **事務局** はい。それでは皆様のお手元にお配りさせていただいております、第7回審議会資料をご覧いただきたいと思っております。こちらが特別職の退職手当の額についての資料となっております。

(「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

・特別職の退職手当額及び算定方法(府内各市)①【市長・副市長】

・特別職の退職手当額及び算定方法（府内各市）②【上下水道事業管理者・病院事業管理者】

・特別職の退職手当額及び算定方法（府内各市）③【教育長・常勤の監査委員】

○**松葉会長** 資料に関するご質問や、退職手当の議論をするための材料としてこういった資料がほしいなど、ご質問やご意見がございましたらお願いします。

○**福永委員** 計算の基礎は任期4年で考えられているのでしょうか。

○**事務局** はい。4年間、48月で資料を作らせていただいています。

○**松葉会長** ベースとなる給料額については答申を受けて市長がこのとおりと判断をされ、議会の承認を得れば、下がることとなると思います。退職手当については資料にある算定方法をどう見るかといった議論になると思うのですが、この在職月数×割合という算定方法について、どういったことからこのようになっているのでしょうか。

○**事務局** はい。このようになった経過については次回までにお調べさせていただきますが、少なくとも現在の条例が施行されました平成7年から変わりなくこのような算定式により支給することとなっております。

○**松葉会長** こういったパターンによる計算式以外での方法があるかどうかについても調べておいていただけますか。大阪府下ではほとんどの市が同様の算定式を用い、率だけが異なるといったもののようですが、どのような理屈でこのような式になっているのかといった根拠を示していただきたいと思います。例えば、一般職の給与なら人事院勧告が基礎となっているなど、その基礎について調べていただきたいと思います。

○**福永委員** 泉佐野市や藤井寺市は廃止されていますが、そうなった理由や経過なども調べていただきたいと思います。

○**松葉会長** 廃止した市は制度自体をなくしてしまい、減額というのは自主返納と読めるのですが、そのとおりということでもよろしいのでしょうか。

○**事務局** はい。減額措置を行っている市につきましては、おっしゃられるとおり自主的な判断といった要素で特別措置を講じている市でございます。また、廃止している2市につきましては、条例自体を議会の議決を得たうえで廃止したものです。

○**松葉会長** 大阪府下以外にも、人口類似団体についても資料をお願いします。平成7年から変わりなくということでしたが、割合である市長の場合50%というのも変わっていないということでもよろしいのですか。

○**事務局** 平成7年度からは変わっておりません。ただ、過去には現在、任期ごとに在職月数で算定しておりますが、これを通算して支給していた時代もございますし、期間について端数が生じた場合の取り扱いを是正したようなこともございます。

今、おっしゃっていただきましたとおり、これまでの条例の推移といったことも改めてお調べさせていただきますして、委員の皆様にお示しさせていただきたいと思います。

○**松葉会長** 現状では、どういう議論をしていけばいいか、なかなか頭の中でも整理がつきづらい状態ですので、根拠や理論について整理できるよう、よろしくをお願いします。

○**宮本委員** 退職金のあり方といったところから考えるわけですから、根本的なところから議論が必要だと思います。

○**宮原委員** 市の職員は計算方法そのものが異なるのでしょうか。

○**事務局** 一般職の場合ですと、定年や自分から申し出た場合など退職の事由によって率

が異なるのですが、在職年数に対して計算を行っております。

○**谷本委員** 市長以外の特別職は、市のOBが務められていると以前の会議で聞いたのですが、その方々は、一度、市を退職してそのまま新たに任命されるといった形なのでしょうか。

○**事務局** これまでは一度職員を退職し、期間が空く場合もありますし、空けずに就任する場合もありますが、退職後に推挙によって就任するケースが多かったです。ですので、当然、職員を退職するときに退職手当をもらい、その上で、という形になります。

○**谷本委員** 職員を退職されるときは、定年退職ということになるのでしょうか。それとも途中で、特別職になられるために退職という形をとられるのでしょうか。

○**事務局** 過去には、特別職になるために定年の2、3年前に退職し、同時に就任するケースも多かったのですが、昨今は年金との絡みもございますので、定年まで在職し、再任用という制度を経て就任するケースもあります。

○**谷本委員** 特別職の方には定年という考え方はないのでしょうか。

○**事務局** 任期という考え方になります。

○**松葉会長** 特別職における退職手当とは何ぞや・・・と書いてあるようなものは無いのでしょうか。なかなか構造がわかりづらいのですが。

給与のときも議論になりましたが、給与を決める場合でも、こうした退職手当なども視野に入れ、4年間のトータルで市がその方に支給する対価としてどの程度がいいかという議論が本来望ましい形だと思います。全体から退職手当の位置づけなども踏まえ考えていくべきものだと思います。最初から、もう決まっている算定式でということなら議論のしようが無いと思います。

○**福永委員** 中央省庁の流れもあるでしょうから、それらも参考にしながら横並びにされた歴史的な背景があるとは思いますが、抜本的に検討しましょうということなら、何らかのベーシックなモデルを作り上げた上で、他の市との比較を行い決めていくことが妥当とは思いますが。

○**宮本委員** 次の審議会はいつからですか。

○**松葉会長** では、スケジュールについて先に確認をしたいと思います。まず次回の審議会について事務局でこの間調整いただいていたのですが、こちらについて説明願えますか。

○**事務局** 3月ということでございますと、21日の午前中が多く委員にご出席いただける日となっております。

○**松葉会長** 次の答申の時期について考えますと、まず、近々退職される予定の特別職もおられないということもあり、6月議会に間に合わせる事ができれば望ましいのですが、その次の議会でもよいのかとは思いますが。

とりあえず、現時点では6月議会に提案するため5月に答申を出せることを目標にはしていきたいと思っております。

それでは、平成23年度第7回枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。皆様、ありがとうございました。